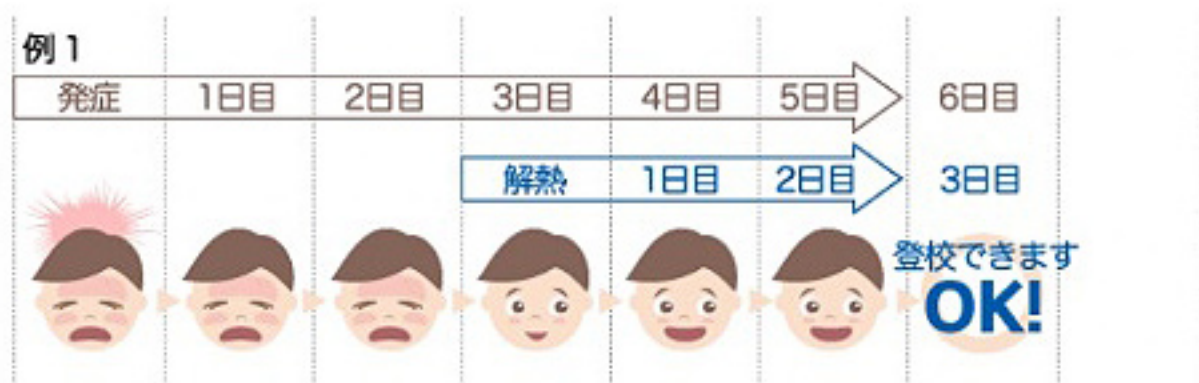
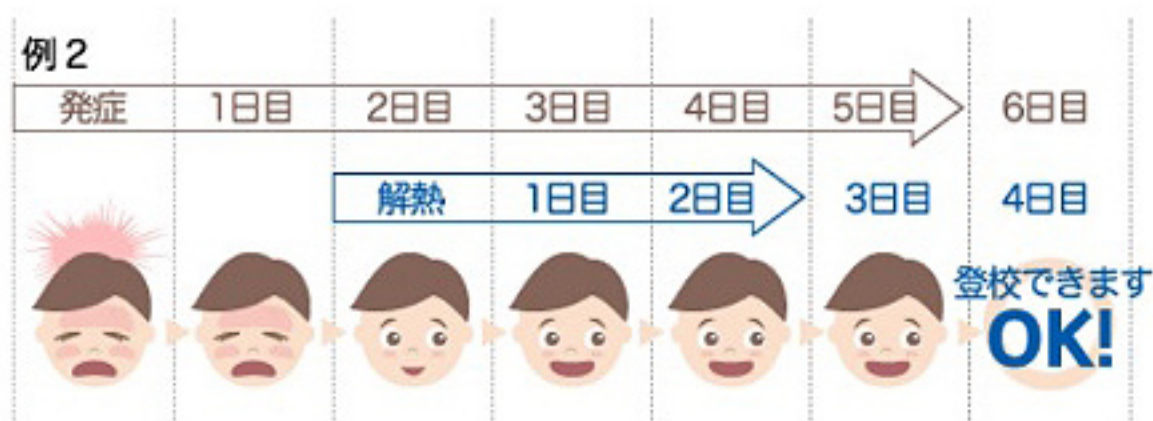


「インフルエンザにかかった場合の登園の目安について」

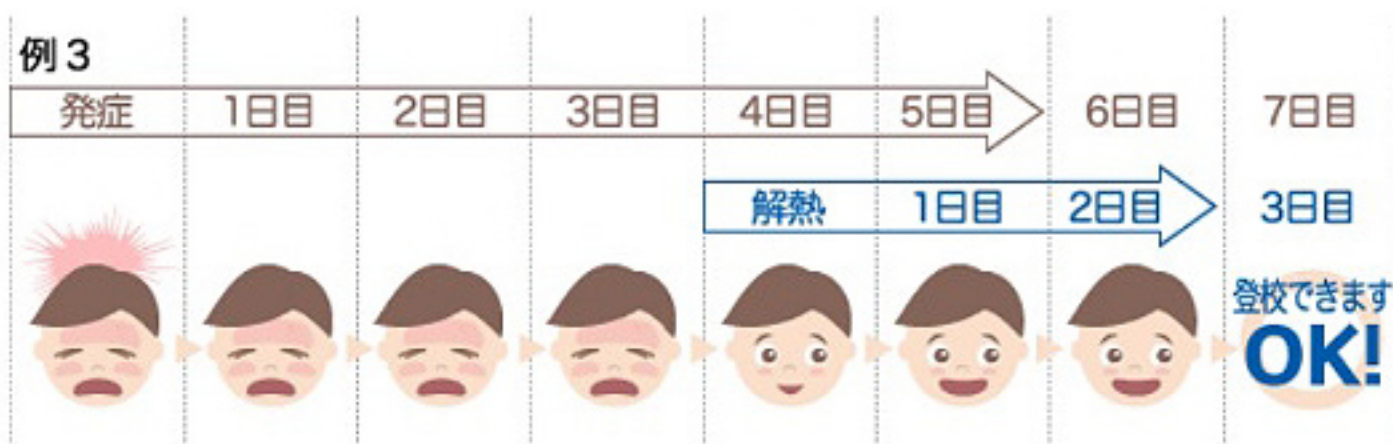
「解熱から2日経過後」かつ「発症から5日経過後」（学校保健安全法 平成24年改訂）



→この場合、発症後6日目には登園できます。



→この場合、解熱して2日経過していても、発症から5日経過していないためすぐには登園できません。発症6日目より登園できます。



→この場合、発症5日が経過していても、解熱後2日経過していないためすぐには登園できません。発症後7日目から登園できます。

インフルエンザに100%かからないことよりも、一人一人が停止期間(症状が続く期間)をしっかり休むことにより、感染(流行)のスピードを緩やかにし、規模を縮小する効果があります。一度に多くの方が感染する＝爆発的な流行、蔓延化は、お子さんや高齢者、持病のある方が重症化する確率が上がります。さらに働き手であるお父さん、お母さんが活動できなくなる、など社会機能にも影響します。